

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年五月二十日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ児島
所在地 倉敷市児島下の町二丁目一五七七一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 理事長 吉永 紀明

3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前十時（株式会社ベイクショップグループを除く）
(変更後)

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前九時（株式会社ベイクショップグループ、株式会社オサダ文昭堂、
株式会社フラワーブティックオータニ及び株式会社ラブドラックスを除
く）

4 変更年月日

平成十七年六月一日

二 届出年月日

平成十七年五月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年五月二十日から平成十七年九月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課